

答申

1 目的外利用が予想される個人情報

(所管課) 建設部下水道課

ア 個人情報の内容

住所、氏名、使用人数、未納金状況

イ 提供の相手先

地区農業集落排水維持管理組合

ウ 審査会の意見

平成18年4月から、料金徴収方法が地区農業集落排水維持管理組合への委託から市が直接徴収する方法に変更したことから、新たな事務処理方式を、まずは確立すべきであり、現段階においては、市の個人情報を管理組合に提供する公益上の必要性が認められない。

2 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月19日	諮問書受理
平成20年11月25日	所管課に理由説明を求む 審議 答申 (第1回審査会)